

東日本大震災による被災地から転入された被保険者の方へ

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による「避難指示区域等（※1）」から転入されて、北海道後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、医療機関等の窓口での一部負担金の支払が免除されることがあります。

（※1）「避難指示区域等」とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）で、解除・再編された地域を含みます。

《免除の期間》

①帰還困難区域等（※2）及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（※3）の被保険者

⇒ 令和7年2月28日まで（一部被保険者については3月31日まで）

（※2）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※3）平成25年度以前に指定解除された旧緊急時避難準備区域等、平成26年度に指定解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等

○免除を受けるには、免除の申請が必要となりますので、市区町村窓口へお申出ください。

○免除の認定後、広域連合から「一部負担金等免除証明書」を交付します。

※ 免除の対象となる方で、令和6年3月1日以降に、「免除証明書」が手元に届いていないなどにより、医療機関等に提示できなかったことがやむを得ないと認められる場合は、申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

ただし、免除証明書が手元に届いているにもかかわらず、医療機関等に提示しない場合は、原則、一部負担金の支払いが必要になります。

※ 保険料を納めることができ困難な場合は、市区町村窓口へ御相談ください。保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

現在、保険料の減免を受けている方の令和6年4月1日以降の取扱いにつきましては、後日お知らせする予定となっております。

※一部負担金の免除については、今後見直しが予定されています。詳しくは裏面をご確認ください。

（問合せ先）北海道後期高齢者医療広域連合

〈住所〉〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内6階

〈電話〉011-290-5601 <FAX>011-210-5022

又はお住まいの市区町村窓口

東日本大震災の被災者の方の後期高齢者医療における

「一部負担金の特例免除措置」の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の後期高齢者医療における一部負担金（医療機関での窓口負担額）の特例免除措置については、段階的な見直しを行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等（平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域）に住所を有していた被保険者の方。

※平成29年5月以降に解除された地域にお住まいであった方の見直し内容は、現時点では決定しておりません。

2. 見直しの内容について

○特例免除措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示等解除から10年程度で免除措置を終了します。

○各地域における特例免除措置の終了日は以下のとおりとなる予定です。

住所を有していた地域（福島県内）	特例終了日
【平成26年までに解除された地域】 ・広野町、楓葉町の一部、南相馬市の一 部（旧緊急時避難準備区域） ・川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指 示解除準備区域） ・特定避難勧奨地点	令和7年3月31日
【平成27年に解除された地域】 ・楓葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）	令和8年2月28日
【平成28年に解除された地域】 ・葛尾村の一部、南相馬市の一 部（旧避難指示解除準備区域及 び旧居住制限区域） ・川内村の残り全域（旧居住制限区域）	令和9年2月28日
【平成29年に解除された地域】 ・飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一 部（旧避 難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	令和10年2月29日

3. 免除期間について

実際の免除期間は、予算の都合上、一年度ごとに更新します。